

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月四日

埼玉県知事 大野元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）有限会社保田商事 代表取締役 保田秋蔵

埼玉県春日部市大字八丁目二百三十

（変更後）有限会社保田商事 代表取締役 保田隆

埼玉県春日部市八丁目二百三十

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）マミーマート春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七  
（変更後）生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ハ 変更年月日

平成十八年三月十二日外

二 届出年月日

令和六年五月二十日

#### 二 縦覧期間

令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

□ 意見書提出先  
令和六年六月四日から令和六年十月四日まで

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課